

# 空家バンク制度のご案内

## 空家バンクとは

この制度は、空家を売りたい方、貸したい方に空家物件を登録していただき、その情報を町のホームページ等で公開し、空家の利用希望者へ情報提供する制度です。大野町内に空家を所有し、利活用を検討されている方、または空家の利用を希望される方は、ぜひ空家バンクへの登録をお願いします。



## 空家バンクへの登録および利用の流れ



### 空家所有者

空家物件の登録  
(売りたい・貸したい)を  
希望する方

①

空家物件の登録申込  
空家の売買・賃貸を希望する  
方は所定の書類を町に提出し  
てください。

②

物件確認  
町職員と宅建協会の会員業  
者が物件の現地確認に伺いま  
すので立会いをお願いします。

③

物件登録  
物件が利活用するのに適切だ  
と判断されると正式に登録と  
なります。



### 利用希望者

空家の利用  
(買いたい・借りたい)を  
希望する方

①

空家物件情報の  
提供  
登録された物件を専  
用サイトで情報提供  
します。

②

空家物件情報の  
閲覧  
買いたい、借りたい  
物件がありましたら、  
ご相談ください。

### 空家バンク



※町では空家物件の情報  
提供や連絡調整を行  
いますが、空家物件のあつ  
せん・交渉・契約等は行  
っていません。



### 交渉・契約

所有者と利用希望者の当事者間で交渉  
を行いますが、宅建業者に仲介を依頼す  
る方法をお勧めします。



# 空家の改修、解体に対する 補助制度があります！

町では、空家問題の解消を図るため、空家の改修又は解体を行う場合に、その経費の一部を補助する制度を設けましたので、活用してください。

## 空家の改修に対する補助制度

### ○補助の対象者 ①空家等の所有者又は当該空家等の固定資産税の納稅義務者

- ・改修した空家等を空家バンクに登録すること

### ②空家等を購入、賃貸等して居住しようとする者

- ・大野町に住民登録すること
- ・購入又は賃貸した空家等に5年以上居住すること

### ○補助対象となる空家 ①空家等実態調査により町が空家等として把握しているもの

- ・専用住宅であるもの  
(集合住宅、併用住宅又は事業用賃貸住宅、倉庫、工場等は除く)

### ○補助対象となる改修 ①主体構造部の改修

- ・屋根、外壁、内装の改修
- ・台所、浴室、便所、居室及びこれらに付随する設備の改修
- ・その他町長が必要と認める改修

### ○補助額 ①空家等の所有者又は当該空家等の固定資産税の納稅義務者

- ・改修費用の1／2（上限額50万円）

### ②空家等を購入、賃貸等して居住しようとする者

- ・改修費用の1／2（上限額100万円）

#### ・加算

- 1) 中学生以下の子どもの数×10万円（上限額は無し）

- 2) 自治会加入金支払額（上限額10万円）

## 空家の解体に対する補助制度

### ○補助の対象者 空家等の所有者及びその相続人、空家等が建っている土地の所有者及びその相続人

### ○補助対象となる空家 ①町内の特定空家（放置することが不適切と町が判定した空家）

- ②特定空家等に準ずるものとして地域から除却の要請がある空家等

- ③上記①又は②に該当する空家等で、以下の条件のいずれかを満たすこと

- ・所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・除却について権原者の同意を得ていること

### ○補助対象となる解体 ①空家等の全部を除却すること

- ②その他町長が適当と認める事業であること

### ○補助額 解体費用の1／2（上限額30万円）

上記の補助を受けるためには、改修又は解体を行う前に申請が必要になります。詳細については、担当課へ問い合わせください。

大野町 環境生活課

TEL.0585-34-1111